sumida

第66期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2021年 **3** 月**25**日（木曜日）
午後１時（受付開始：午後12時30分）

開催場所

ホテルマリナーズコート東京　４階「桃山」
東京都中央区晴海4-7-28

決議事項

第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　業績達成条件付新株予約権を発行する件

株主様へのご来場記念品のご用意はございません。
何卒ご理解賜わりますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染防止に関するお願い

株主様ご自身の新型コロナウイルス感染を防ぐため、総会へのご来場は、見合わせていただくようお願い申しあげます。議決権行使は、議決権行使書のご返送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。

目　次

招集ご通知

第66期定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使等についてのご案内

株主総会参考書類

第１号議案　取締役９名選任の件 …… 4
第２号議案　業績達成条件付新株予約権を発行する件… 11

招集通知提供書面

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項 …… 16
2. 会社の状況に関する事項 …… 32

連結計算書類 …… 46
計算書類 …… 49
監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告 …… 52
計算書類に係る会計監査報告 …… 54
監査委員会の監査報告 …… 56

株主メモ …… 57

スミダコーポレーション株式会社
証券コード：6817

株主各位

(証券コード：6817)
2021年3月2日
東京都中央区入船三丁目7番2号
KDX銀座イーストビル7階
スミダコーポレーション株式会社
取締役 兼 代表執行役CEO **八幡　滋行**

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	2021年３月25日（木）午後１時（受付開始は午後12時30分）	
2 場　　所	東京都中央区晴海4-7-28 ホテルマリナーズコート東京 4階（桃山）	
3 目的事項	**報告事項**	1. 第66期（2020年１月１日から2020年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第66期（2020年１月１日から2020年12月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案　取締役９名選任の件 第2号議案　業績達成条件付新株予約権を発行する件
4 招集にあたっての決定事項	⑴ 議決権行使書またはインターネットによる議決権行使の際に、議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社は取扱います。 ⑵ インターネットにより議決権行使をされた株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主様の意思表示として会社は取扱います。 ⑶ 議決権行使書のご返送は2021年３月24日（水）午後5時までに到着するようにご投函ください。 ⑷ インターネットによる議決権行使は2021年３月24日（水）午後5時までに行使してください。 ⑸ 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。	

＊当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
＊本招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。
＊株主総会招集ご通知提供書面のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.sumida.com）に掲載していますので、本招集ご通知の提供書面には、記載していません。会計監査人、監査委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
＊株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.sumida.com）に掲載させていただきます。
＊本総会終了後、会社説明会、懇談会等は予定しておりません。予めご了承のほどお願い申しあげます。

以　上

当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

＜株主の皆様へのお願い＞

・新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様は、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくようお願い申しあげます。

・特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせていただくことをお願い申しあげます。

＜来場される株主様へのお願い＞

・株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。

・本株主総会会場におきまして、感染予防の措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

・体調不良と見受けられる株主様のご入場は、お断りさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

・感染拡大防止のため、会場の座席は通常より間隔を広げて設置いたします。このため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたしますので、予めご了承ください。

＜当社の対応＞

・当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席とさせていただきます。

・感染予防および拡散防止のために、当社スタッフはマスクを着用させていただきます。

・株主総会の議事は簡略化し、例年より時間を短縮して行う予定でございます。議場における報告事項（監査報告を含みます）も簡潔な説明とさせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

・新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その他、株主総会に関連する必要な情報を随時当社ウェブサイトでご案内させていただきます。
以下のウェブサイトを事前にご確認いただきますようよろしくお願い申しあげます。
アドレスhttps://www.sumida.com

議決権行使等についてのご案内

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は他の議決権を有する株主様１名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

郵送（書面）にて議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2021年3月24日（水曜日）午後5時到着分まで

電磁的方法（インターネット）にて議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

また、お手持ちのスマートフォン等にて「議決権行使書」に表示されたQRコードを読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権をご行使いただけます。

行使期限　2021年3月24日（水曜日）午後5時まで

① 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金とプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますのでご了承ください。
② 携帯電話またはスマートフォンを用いられる場合、機種によってはご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。
③ インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取扱います。

インターネットによる議決権の行使につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。
株主名簿管理人：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（フリーダイヤル）　受付時間 午前9時～午後9時

（機関投資家の皆様へ）
株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を申し込まれた場合には、上記のほか、インターネットによる議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第１号 議案　取締役９名選任の件

取締役９名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき社外取締役７名を含む取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、このうち、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミヒャエルミュールバイエル氏、宮武雅子氏、梅本龍夫氏、池上玄氏の７名が、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	八幡滋行（やわたしげゆき）	取締役（取締役会議長）、代表執行役CEO、リスクマネージメント委員	再任
2	歐陽伯康（アウヤンパクホン）	取締役、指名委員会議長、報酬委員会議長	再任 社外 独立
3	諸江幸祐（もろえゆきひろ）	取締役、指名委員、報酬委員	再任 社外 独立
4	加藤厚（かとうあつし）	取締役、監査委員会議長、リスクマネージメント委員	再任 社外 独立
5	ミヒャエル ミュールバイエル	取締役、指名委員、報酬委員	再任 社外 独立
6	宮武雅子（みやたけまさこ）	取締役、監査委員、リスクマネージメント委員	再任 社外 独立
7	梅本龍夫（うめもとたつお）	取締役、監査委員	再任 社外 独立
8	栖関智晴（すせきともはる）	取締役、リスクマネージメント委員会議長	再任
9	池上玄（いけがみげん）		新任 社外 独立

候補者の出席状況

候補者	在籍年数	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会	リスクマネージメント委員会
八幡　滋行	-	6/6回(100%)	-	-	-	4/4回(100%)
歐陽　伯康	8	6/6回(100%)	-	6/6回(100%)	7/7回(100%)	-
諸江　幸祐	7	6/6回(100%)	-	6/6回(100%)	7/7回(100%)	-
加藤　厚	6	6/6回(100%)	10/10回(100%)	-	-	4/4回(100%)
ミヒャエル ミュールバイエル	6	6/6回(100%)	-	6/6回(100%)	7/7回(100%)	-
宮武　雅子	2	6/6回(100%)	10/10回(100%)	-	-	4/4回(100%)
梅本　龍夫	2	6/6回(100%)	10/10回(100%)	-	-	-
栖関　智晴	-	5/5回(100%)	-	-	-	3/3回(100%)
池上　玄	0	-	-	-	-	-

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1 再任	 八幡（やわた） 滋行（しげゆき） （1951年10月28日生） （2020年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1977年11月　当社入社 1988年３月　当社取締役 1990年３月　当社代表取締役専務 1991年４月　当社代表取締役副社長 1992年３月　当社代表取締役社長 2003年４月　当社取締役、代表執行役CEO（現任） 2005年12月　SUMIDA Holding Germany GmbH（現 SUMIDA Europe GmbH）代表取締役（現任） （地位および担当） 取締役（取締役会議長）、代表執行役CEO、リスクマネージメント委員 （重要な兼職の状況） SUMIDA Europe GmbH 代表取締役	0株

《取締役候補者の選任理由》
八幡滋行氏は当社グループの事業経営に携わるとともに、グローバル展開を進める等豊富な経験と実績を有しています。同氏を取締役候補者とした理由は、代表執行役CEOとして当社経営を担っており、電子部品業界に精通した知見をもとに、引き続き取締役会の機能を強化することを期待したためです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2 再任 社外 独立	 歐陽（アウヤン） 伯康（パクホン） （1967年12月24日生） （2020年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1991年９月　Computime Group Limited 入社 2002年９月　同社CEO 2009年11月　Vida Nova Ventures チェアマン 2010年７月　Touchmedia Co-CEO ＆ エグゼクティブ・ディレクター 2012年12月　Grayhill（Hong Kong）Company Limited 社外取締役 2013年３月　当社社外取締役（現任） 2015年12月　Altis Technology Limited CEO 2018年６月　CT Nova Limited 取締役 2018年11月　ZADAS Limited 取締役 2019年11月　Leverstyle Corporation 非業務執行独立取締役（現任） 2020年１月　Computime Group Limited 非業務執行取締役 2020年４月　Computime Group Limited 取締役 兼 CEO（現任） （地位および担当） 取締役、指名委員会議長、報酬委員会議長 （重要な兼職の状況） Computime Group Limited 取締役 兼 CEO Leverstyle Corporation 非業務執行独立取締役	0株

《社外取締役候補者の選任理由》
歐陽伯康氏は電気制御製品を製造する香港Computime Group Limitedの経営に携わり、現在も中国・香港を中心とするアジア企業での経営・取締役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験およびアジア市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって8年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3 再任 社外 独立	 諸江（もろえ）　幸祐（ゆきひろ） （1955年7月18日生） （2020年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1985年11月　野村證券㈱入社 1988年７月　ゴールドマン・サックス証券入社 1998年11月　同社マネージングディレクター 2008年８月　㈱YUMEキャピタル 代表取締役（現任） ㈱いとはんジャパン 代表取締役（現任） 2009年６月　オイシックス・ラ・大地㈱ 社外監査役（現任） 2014年３月　当社社外取締役（現任） 2018年９月　㈱ジョイフル本田 社外取締役 （地位および担当） 取締役、指名委員、報酬委員 （重要な兼職の状況） ㈱YUMEキャピタル 代表取締役 ㈱いとはんジャパン 代表取締役 オイシックス・ラ・大地㈱ 社外監査役	0株

《社外取締役候補者の選任理由》

諸江幸祐氏は長年に亘り、金融業界で豊富な経験を重ね、現在では複数の会社で経営に携わり、取締役および社外監査役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経験と見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって7年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4 再任 社外 独立	 加藤（かとう）　厚（あつし） （1943年4月14日生） （2020年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1968年４月　税理士事務所開業 事務所長 1971年10月　クーパース&ライブランド 東京事務所入所 1983年７月　同事務所パートナー 1984年７月　合併により、中央監査法人（後の中央青山監査法人、プライスウォーターハウスクーパース メンバーファーム） 代表社員 2001年７月　企業会計基準委員会（ASBJ）非常勤委員 2006年９月　あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人、プライスウォーターハウスクーパース メンバーファーム） 代表社員 2007年２月　コントロール・ソリューションズインターナショナル㈱ 代表取締役社長 2009年４月　企業会計基準委員会（ASBJ）常勤委員 2010年４月　同委員会 常勤副委員長 2013年４月　公認会計士加藤厚事務所 公認会計士（現任） 2015年３月　当社社外取締役（現任） 2016年６月　ユニゾホールディングス㈱ 社外監査役 （地位および担当） 取締役、監査委員会議長、リスクマネージメント委員 （重要な兼職の状況） 公認会計士加藤厚事務所 公認会計士	0株

《社外取締役候補者の選任理由》

加藤厚氏は、長年に亘り、グローバル企業の財務、監査、内部統制、IFRS（国際会計基準）等に関するアドバイス実務や活動に携わっており、クーパース&ライブランド（C&L）においてパートナーなどの役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に会計および税務分野において培われた経営に関する知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって6年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5 再任 社外 独立	 ミヒャエル ミュールバイエル （1955年2月22日生） （2020年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1985年10月　Daimler AG入社 1994年４月　同社グループのMTU Friedrichshafen GmbH 財務管理課長 1997年４月　同社グループのTEMIC TELEFUNKEN Mikroelektronik GmbH エグゼクティブ・バイスプレジデント 1998年11月　同社グループの米国Mercedes-Benz Credit Corp ニューヨーク事務所 エグゼクティブ・バイスプレジデント 1998年11月　米国Chrysler Financial Corp デトロイト事務所 エグゼクティブ・バイスプレジデント 2000年８月　DaimlerChrysler AG （財務）シニア・バイスプレジデント 2005年７月　Daimler AG （IR＆財務）シニア・バイスプレジデント 2015年３月　当社社外取締役（現任） （地位および担当） 取締役、指名委員、報酬委員	0株

《社外取締役候補者の選任理由》

ミヒャエル ミュールバイエル氏は長年に亘り、ドイツの自動車メーカーのDaimler AGの財務に携わりました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に財務分野において培われた経営者としての知識、経験、自動車・電機業界および欧州・米国市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって6年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6 再任 社外 独立	 宮武（みやたけ）　雅子（まさこ） （1958年8月19日生） （2020年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1983年４月　チェース・マンハッタン銀行入社 2002年10月　弁護士登録（第二東京弁護士会）2011年留学のため登録抹消、2014年再登録 2002年10月　古賀総合法律事務所入所 2004年６月　西村あさひ法律事務所（旧あさひ狛法律事務所）入所 2014年11月　中野法律事務所入所 2014年11月　文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員（現任） 2015年４月　東京家庭裁判所調停委員（現任） 2018年４月　ブレークモア法律事務所入所（現任） 2018年12月　一般社団法人日本国際紛争解決センター事務局次長（現任） 2019年３月　当社社外取締役（現任） 2019年４月　慶應義塾大学法科大学院 客員教授（現任） （地位および担当） 取締役、監査委員、リスクマネージメント委員 （重要な兼職の状況） 弁護士 ブレークモア法律事務所 パートナー 慶應義塾大学法科大学院 客員教授 一般社団法人日本国際紛争解決センター事務局次長	0株

《社外取締役候補者の選任理由》

宮武雅子氏は、長年に亘り、国際的な弁護士として豊富な経験を重ね、現在も国際間取引、金融、コーポレートガバナンス、訴訟・仲裁・調停分野において培われた弁護士を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、特に国際的な取引経験とグローバルな視点にたった知見に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。なお、同氏について上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7 再任 社外 独立	 うめもと　たつお 梅本　龍夫 （1956年9月14日生） （2020年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1979年４月　日本電信電話公社（現ＮＴＴ）入社 1985年８月　ベイン･アンド･カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 1991年９月　シュローダー・ピーティーヴィ・パートナーズ㈱入社 1995年４月　㈱サザビー（現サザビーリーグ）に転籍 取締役経営企画室長 スターバックス コーヒー ジャパン㈱ 立上げ総責任者 「第２創業」（企業再活性） プロジェクト総責任者 2000年より最高企画責任者（チーフ･プランニング･オフィサー：CPO） 2005年１月　有限会社アイグラム設立 代表取締役（現任） 2011年８月　㈱リーグ・ミリオン設立 代表取締役 2015年４月　立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 特任教授 2015年６月　公益財団法人 早川清文学振興財団 評議員 2017年４月　㈱フォーラムエンジニアリング 社外取締役（現任） 2019年３月　当社社外取締役（現任） 2020年４月　慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授（現任） 2020年４月　立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 客員教授（現任） （地位および担当） 取締役、監査委員 （重要な兼職の状況） 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 客員教授 有限会社アイグラム 代表取締役 ㈱フォーラムエンジニアリング 社外取締役	0株

《社外取締役候補者の選任理由》

梅本龍夫氏は、長年に亘り、経営コンサルタント、経営者として国際的な経験を重ね、スターバックスコーヒージャパンをはじめ、複数の企業を立ち上げ、現在も様々な分野のアドバイザーおよび慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科の特任教授を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、特に経営戦略、経営計画、新規事業開発、組織人事、能力開発およびマーケティングやブランディングに関する知見に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8 再任	 すせき　ともはる 栖関　智晴 （1957年2月18日生） （2020年度） ［取締役会への出席状況］ 5回中5回	（略歴） 1979年４月　住友電気工業㈱入社 1990年10月　㈱レイケム（現 タイコエレクトロニクスジャパン合同会社）入社 1997年１月　同社取締役 2001年11月　代表取締役 2003年４月　㈱ディーアンドエムホールディングス 執行役 2004年10月　㈱OCC入社 2004年11月　同社代表取締役社長 兼 CEO 2006年９月　同社退任 2006年11月　スミダ電機株式会社入社 2007年１月　同社代表取締役社長 2007年３月　当社執行役COO 2010年９月　当社代表執行役社長 2012年２月　SUMIDA Europe GmbH 代表取締役 2020年４月　当社取締役（現任） （地位および担当） 取締役、リスクマネージメント委員会議長	20,000株

《取締役候補者の選任理由》

栖関智晴氏は、長年に亘り、外資系を含む大手電気・電子関連企業において事業経営に携わって参りました。当社グループにおいても代表執行役社長を長年務め、経営者として強いリーダーシップを発揮し、事業の拡大と業績の向上に多大な功績を残しました。同氏を取締役候補者とした理由は、取締役会における情報の共有化を図り、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能・監督機能を強化することに貢献することを期待するためです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9 新任 社外 独立	 池上（いけがみ） 玄（げん） （1955年1月10日生）	（略歴） 1980年 9 月　昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1983年 3 月　公認会計士登録 1992年 5 月　アメリカ合衆国カリフォルニア州公認会計士登録 2000年 5 月　監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人） 代表社員 2002年 1 月　IAASB（国際監査・保証審議会）ボードメンバー 2005年11月　IFAC（国際会計士連盟）ボードメンバー 2010年 7 月　日本公認会計士協会 副会長（2013年7月重任） 2010年 7 月　財務会計基準機構（FASF）理事 2015年 6 月　池上玄公認会計士事務所 代表 公認会計士（現任） 2015年 7 月　帝人株式会社 社外監査役（現任） 2016年 6 月　TAC株式会社 社外取締役（現任） 2016年 7 月　日本公認会計士協会 相談役 2020年 6 月　富士通フロンテック株式会社 社外取締役監査等委員 （重要な兼職の状況） 池上玄公認会計士事務所 代表 公認会計士 帝人㈱ 社外監査役 TAC㈱ 社外取締役	0株

《社外取締役候補者の選任理由》

池上 玄氏は、長年に亘る公認会計士として豊富な知見や経験から、当社のコンプライアンスの維持・向上への貢献を期待しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は、新任の社外取締役候補者であります。

（注）1. SUMIDA Europe GmbHは当社の子会社であり、当社は当該会社に対し資金の貸付等を行っています。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者の歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミヒャエル ミュールバイエル氏、宮武雅子氏、梅本龍夫氏および池上玄氏の7名が原案どおり選任された場合は東京証券取引所の定めに基づく独立役員になる予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償請求における賠償金額、判決金額、和解金、示談金および争訟費用の損害を当該保険契約により塡補することとしております。当該保険契約の被保険者は、全ての取締役、執行役、会計参与および管理監督・指揮命令を行う従業員です。取締役候補者の八幡滋行氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミヒャエル ミュールバイエル氏、宮武雅子氏、梅本龍夫氏、栖関智晴氏および池上玄氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

八幡滋行氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミヒャエル ミュールバイエル氏、宮武雅子氏、梅本龍夫氏および栖関智晴氏の８名については、スミダグループに対し、取締役として経営の基本方針の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしており、引き続き取締役として重任をお願いするものであります。また、池上玄氏については、スミダグループに対し、取締役として経営の基本方針の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断して新たに取締役をお願いするものであります。

社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約については次のとおりです。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

当社は指名委員会等設置会社です。指名委員会等設置会社は、取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して経営の透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督」と「業務執行」を明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構です。そのため指名委員会等設置会社では複数の社外取締役を選任する必要がありますが、当社では取締役会の一層の機能の強化を目指し、取締役の過半数を社外取締役とすることにしており、７名の選任をお願いするものです。

(2) 社外取締役候補者の独立性について

① 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
② 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は現に当社の社外取締役である歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミヒャエル ミュールバイエル氏、宮武雅子氏および梅本龍夫氏との間で責任限定契約を締結しています。（契約の内容の概要は事業報告の37頁に記載のとおりです。）各氏の再任が承認された場合、当社は、各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、池上玄氏の選任が承認された場合、当社は、池上玄氏とも上記責任限定契約を締結する予定であります。

第２号議案　業績達成条件付新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役および従業員にストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループが2021年12月期から2023年12月期までの３ヵ年期間における目標の達成、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、中期インセンティブプランとして、当社子会社の取締役および従業員に対し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を１株当たり１円とする新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権は、下記２．（３）「⑧新株予約権の行使の条件」に定める条件を達成した場合のみその達成の程度に応じて権利行使を可能とするもので、新株予約権の付与対象となる当社子会社の取締役および従業員が業績目標に対してコミットメントを負う内容になっています。

また、新株予約権の行使を受けた時点で当社が自己株式を保有している場合には、新株発行によるものでなく出来る限り自己株式を交付する方針であります。

２．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限ならびに払込みに関する事項

（１）その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記（３）に定める内容の新株予約権の総数は6000個を上限といたします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式60万株を上限とし、下記（３）①により新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の上限数を乗じた数といたします。

（２）その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額

新株予約権は、無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないことといたします。

（３）その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株といたします。

なお、株主総会における決議の日（以下、「決議日」といいます。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割、または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の適切な調整を行うことができるものといたします。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）である１円に付与株式数を乗じた金額といたします。なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の適切な調整を行うことができるものといたします。

③新株予約権を行使することができる期間

2024年４月１日から2039年３月31日まで

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

⑥新株予約権の取得事由

（ア）当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認

の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議または取締役会決議により委任を受けた当社執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができるものといたします。

（イ）新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が権利行使をする前に、下記⑧に定める規定その他の事由により新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

⑦組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨が定められた場合に限ります。

（ア）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

（イ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式といたします。

（ウ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定いたします。

（エ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（ウ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額といたします。

（オ）新株予約権の権利行使期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間（以下、「権利行使期間」といいます。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から権利行使期間の満了日までといたします。

（カ）新株予約権の行使の条件

下記⑧に準じて決定いたします。

（キ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定いたします。

（ク）新株予約権の取得に関する事項

上記⑥に準じて決定いたします。

（ケ）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」といたします。）による承認を要するものといたします。

⑧新株予約権の行使の条件

（ア）新株予約権者は、（i）当社の2021年12月期から2023年12月期までの各事業年度（以下、「対象事業年度」といいます。）のうちいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書に記載された営業利益の金額（以下、「業績判定水準」といいます。）が64億円以上となり、かつ、（ii）対象事業年度の平均投下資本利益率が4.9パーセント以上となったときに限り、自己が保有する新株予約権の個数に行使可能割合（対象事業年度の各業績判定水準のうち最も大きい金額〈100億円を超える場合は100億円とする。〉の100億円に対する割合をいう。）を乗じて得た個数（１個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てる。）を限度として新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものといたします。

（イ）新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。

（ウ）新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。

（エ）新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までといたします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、要件地位喪失日が権利行使期間の開始日より前である場合、行使することができる新株予約権の個数は、以下の算式に基づき計算されます（１個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）。

$$\text{行使することができる新株予約権の個数} = \text{上記（ア）の限度個数} \times \frac{\text{割当日から要件地位喪失日までの日数}}{\text{割当日から新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までの日数}}$$

（オ）新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

（カ）各新株予約権１個未満の行使を行うことはできません。

⑨新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。

（4）新株予約権のその他の事項

上記の細目およびその他の新株予約権の募集事項については、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が定めるものといたします。

(ご参考)

当社グループが2021年12月期から2023年12月期までの3ヵ年期間における目標の達成、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、中期インセンティブプランとして、当社執行役に対しても行使条件等を同様とする新株予約権の発行を予定しております。当社執行役に対する新株予約権は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される新株予約権の公正価格に各執行役に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出される金額を新株予約権の払込金額とするものです。なお、報酬委員会において、本議案が承認可決されることを条件として、各執行役に対して当該払込金額と同額の報酬を付与し、各執行役の当社に対する当該報酬請求権と当該払込金額の支払債務とを相殺します。また、執行役の個人別の報酬等の具体的内容として新株予約権の内容を上記２．（3）と同様とします。

以　上

提供書面

事業報告　第66期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

(1)　当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

2020年の世界経済は新型コロナウイルス感染症の流行に翻弄されました。上半期には各国はロックダウンや移動制限等により経済活動が制限されました。制限解除後、新型コロナウイルス感染症が最初に流行した中国は政府の積極的関与で成長軌道に戻り、欧米も各国が打ち出した経済政策により回復に向かいましたが、欧米主要国において新型コロナウイルスの感染者数の増加傾向が続いており、これを受けて欧州各国においては外出制限や店舗の営業停止措置などが再導入され、社会・経済活動は再び抑制される状況になっています。

当社グループは新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、各拠点の状況に合わせて在宅勤務を実施するなど、全ての拠点で新型コロナウイルス感染防止策を徹底し、通常の稼働を維持するための体制を確保しました。コロナ禍でも生産性を落とすことなく業務を遂行するため、クラウドサービスを利用したローケーションフリーでのファイル共有化、適正な在庫水準を目指し、受発注頻度の見直し等の業務プロセスの見直しを進めました。また、一極集中している中国での生産からタイ工場、ベトナム工場における生産拡大のため、生産品目の見直しと共に現地での生産設備購入、ローカルサプライヤーの採用等、生産体制の地産地消対応を進めました。さらに、欧米の開発チームと中国の開発チームが共同で開発することにより、グローバルでの原材料サプライヤーの採用や生産場所に近い開発拠点でのサポート体制を強化するなど、デザイン、開発のグローバル化に柔軟に対応できるグローバル技術体制の構築を進めました。また、在宅勤務が定着する中でオフィス・スペースの有効活用を進め、本社オフィスと新富町オフィスを統合しました。

2020年12月期連結会計年度の当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により第１四半期連結会計期間には春節前後からの中国において実施された経済活動の制限や移動制限の影響で中国において生産活動を行うことが出来ず、また、アジアのサプライチェーンも機能が低下しました。第２四半期連結会計期間に入ると中国における生産活動は回復し、アジアのサプライチェーンも機能してきましたが、欧米における新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるロックダウン、顧客工場の操業停止等で車載関連の売上収益が大幅に落ち込みました。

第３四半期連結会計期間に入ると、欧米において経済活動が再開され車載関連の売上も回復を見せ、順調に稼働している中国工場での生産が売上収益を下支えしました。第４四半期連結会計期間に入っても車載関連の売上収益は順調な回復が続きました。

家電製品向けは米中関係悪化により一部顧客向け製品が減少したものの、PC、タブレットはテレワークの普及により需要拡大、インダストリー分野は太陽光発電向け、医療分野及び家電生産設備向けが好調に推移する等、年間を通して比較的堅調に推移しましたが、車載関連では年前半の落ち込みをカバーすることは出来ず、2020年12月期連結会計年度の売上収益は前連結会計年度比10.5％減の84,417百万円に留まりました。車載関連は上半期北米、欧州が低迷していたものの、下半期は回復傾向が見え、EV、xEV向け製品の売上が伸びました。

地域別売上収益を見ますと、アジアでは、中国で車載関連は堅調だったものの、家電関連主要顧客の戦略変更、米中関係の悪化の影響により、前連結会計年度比5.8％減少しました。北米、欧州地域では年後半車載関連マーケットの回復が進み、売上収益が伸びたものの、それぞれ同20.1％減、10.3％減となりました。

収益面では、第１四半期連結会計期間は中国で、第２四半期連結会計期間は欧米で工場の操業度が大きく落ち込んだことで固定費負担が収益を圧迫しました。第３、第４四半期連結会計期間には操業度も回復を見せましたが、年前半での落ち込みをカバーするまでには至りませんでした。

年間を通じて固定費削減、販売管理費の節減に取り組み、収益性の改善に努めました。また、新型コロナウイルス感染症の関連で生産拠点を中心に当社グループ会社が所在するいくつかの地域においては、当該地域の法制度により法人が負担すべきとされる社会保険料や休業手当などの一時的減免等の1,204百万円の政府サポートを受けました。また、中国の土地リース解約によるリース債務の解消により551百万円の利益を計上しました。一方で、売上の好調なスマートフォン関連において、取引先の戦略変更により生産設備の減損損失475百万円（減損損失戻入相殺後）を計上しました。

その結果、営業利益は製造間接費の削減により999百万円、原材料価格の低減により830百万円、生産効率の向上により821百万円等のプラス要因があったものの、減収の影響及びセールス・ミックスの変化により3,811百万円、工場の操業度低下の影響により558百万円等のマイナス要因があったため、前連結会計年度比19.9%減の2,838百万円となりました。税引前当期利益は同32.7%減の1,470百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同47.7%減の828百万円となりました。

なお、為替レートの年間平均は１ドル＝107.02円、１ユーロ＝121.44円、１人民元＝15.40円、銅価格の年間平均は１トン当たり5,895米ドルでした。

また、四半期ごとの業績は以下のとおりでした。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上収益	20,573	17,588	22,325	23,930
営業利益	△260	△954	1,331	2,721

(報告セグメントの状況)

当連結会計年度における報告セグメントの状況は次のとおりであります。

1）アジア・パシフィック事業

アジア・パシフィック事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で上半期大きく需要が落ち込んだことから、当連結会計年度の売上収益は前期比10.5%減の53,725百万円になりました。減収の影響、セールス・ミックスや操業度低下等の影響で、セグメント利益は同27.1%減の1,933百万円となりました。

2）ＥＵ事業

ＥＵ事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響でロックダウン、工場操業停止等があり、車載関連の受注が上半期に大きく落ち込んだため、当連結会計年度の売上収益は前期比10.3%減の30,691百万円となりました。操業度低下等の影響でセグメント利益は同23.5%減の1,097百万円となりました。

事業区分	売上収益
アジア・パシフィック事業	53,725百万円
ＥＵ事業	30,691百万円
合　　計	84,417百万円

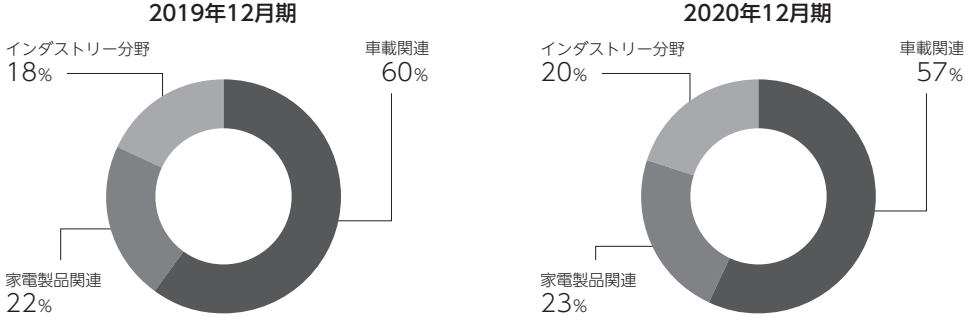
（市場別の状況）

車載関連は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、第１四半期連結会計期間には春節前後からの中国において実施された経済活動の制限や移動制限の影響で中国において生産活動を行うことが出来ず、第２四半期連結会計期間に入ると中国における生産活動は回復したものの、欧米における新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるロックダウン、顧客工場の操業停止等で車載関連の受注が大幅に落ち込みました。第３四半期連結会計期間に入ると欧米において経済活動が再開され、車載関連の売上も回復を見せ、順調に稼働している中国工場での生産が売上収益を下支えしました。第４四半期連結会計期間に入っても車載関連の売上収益は順調な回復が続きました。また、EV/xEV関連売上はコロナ禍においても堅調に推移しましたが、上半期の落ち込みが大きく、車載関連の売上収益は前連結会計年度比15.2%減の48,289百万円に留まりました。

家電製品関連では、巣ごもり需要の効果もあり、白物家電、ノートパソコン、タブレット、データセンター用の分野の売上は堅調、特に下半期からの受注は好調に推移しましたが、一部主要顧客の戦略変更、および米中関係の悪化により、前連結会計年度比7.1%減の19,110百万円の売上収益となりました。

一方、インダストリー分野も車載同様新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で厳しい環境の中、脱炭素化の動きもあり欧米の太陽光発電用設備が好調し、メディカル関連も堅調に推移したことから前連結会計年度比1.6%増の17,017百万円の売上収益になりました。

市場別売上構成



当期の財政状態の概況

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は98,063百万円となり、前連結会計年度末比1,502百万円増加しました。営業債権及びその他の債権、棚卸資産等が減少したものの、現金及び現金同等物が増加したため、流動資産は441百万円増加しました。また、のれん、無形資産等が減少したものの、有形固定資産、使用権資産等が増加したことにより、非流動資産は1,060百万円増加しました。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は63,505百万円となり、前連結会計年度末比1,538百万円増加しました。有利子負債残高は、前連結会計年度末に比べ1,127百万円増加（短期有利子負債は前連結会計年度末比17百万円減、１年内返済予定償還予定の長期有利子負債は同829百万円減、長期有利子負債は同1,974百万円増）しました。

１年内返済予定又は償還予定の長期有利子負債、短期有利子負債等が減少したことから、流動負債が656百万円減少しました。リース債務等が減少したものの、長期有利子負債等が増加したため、非流動負債が2,194百万円増加しました。

なお、ネットDEレシオは前連結会計年度末の1.09倍から当連結会計年度末は1.07倍となりました。

(資本)

当連結会計年度末の資本合計は前連結会計年度末比36百万円減少し、34,557百万円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益が828百万円であったものの配当等があったためです。その結果、親会社の所有者に帰属する持分合計は32,990百万円となり、親会社所有者帰属持分比率は前連結会計年度末の34.2%から当連結会計年度末は33.6%となりました。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し先行きの不透明感が増す中で、当社グループでは、６か月先までのローリング・フォーキャストを毎月実施し、資金管理を行いました。また、銀行団のオープン・コミットメント・ラインを80億円から130億円への増額、永久劣後ローンの見直し等に取り組み、当連結会計年度末におけるネット有利子負債残高は新型コロウイルス感染症拡大前の前連結会計年度末から822百万円減少しました。相対的に金利水準の高い外貨建て借入金の割合が借入金全体の95%以上となっているため、借入金の平均金利は1.6%となっています。当連結会計年度は円安/中国人民元高が大きく進行したため、円建て製品原価が上昇し、また、資金需要が旺盛な中国人民元転による為替差損が発生しました。なお、当社グループの有形固定資産の内95%が国外の有形固定資産となっています。

② 設備投資の状況

当社グループは、生産の合理化と品質向上および需要増加に伴う設備増強ならびに研究開発を強化する目的で継続的に投資を行っています。当連結会計年度は新製品の開発および製造に係る恒常的な投資等に加え、旺盛な需要に対応するために車載関連設備の増強、中国における生産自動化、設備拡充等を行いました。

2020年連結会計年度は8,900百万円の期初設備投資計画でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、顧客都合による新製品開発スケジュール、増産対応が延期されたことなどから、設備投資金額は5,989百万円に留まりました。なお、設備投資の内訳は新製品対応40%、増産対応34%、生産性改善および設備更新14%となっています。

③ 資金調達の状況

1)貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末日における貸出コミットメント契約の総額、借入実行残高および借入未実行残高は次のとおりです。

貸出コミットメント契約の総額	18,168百万円
借入実行残高	9,053
差引額	9,115百万円

2)マルチカレンシー・コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を可能にするため、取引銀行７行と米ドル、ユーロおよび円のマルチカレンシー・コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末日におけるマルチカレンシー・コミットメントラインの契約の総額、借入実行残高および借入未実行残高は次のとおりです。

マルチカレンシー・コミットメントライン契約の総額	8,000百万円
借入実行残高	－
差引額	8,000百万円

3)永久劣後特約付ローン契約

当社は、当連結会計年度に公表した中期経営計画において、成長戦略の推進と財務健全性維持の両立を経営方針として掲げる中、その具体的な施策として、本劣後ローンによる資金調達を決定いたしました。本劣後ローンにより調達した資金は、設備投資および既存有利子負債の返済に充当いたしました。

なお、本劣後ローンは元本の弁済期日の定めがなく利息の任意繰延が可能なことから、国際会計基準(IFRS)における「資本性金融商品」に分類され、本劣後ローンによる調達額から発行費用を控除した額は連結計算書類上「資本」に分類されております。

①資金調達額	5,000百万円
②契約締結日	2020年12月25日
③借入実行日	2020年12月28日
④弁済期限	期限の定め無し ただし、本劣後ローン調達以降の各利払日において、元本の全部又は一部の任意弁済が可能
⑤資金使途	事業資金（設備投資、既存有利子負債返済）
⑥適用利率	３カ月日本円TIBORをベースとした変動金利
⑦利息支払に関する条項	利息の任意繰延が可能
⑧貸付人	株式会社三井住友銀行、株式会社日本政策投資銀行、みずほリース株式会社

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

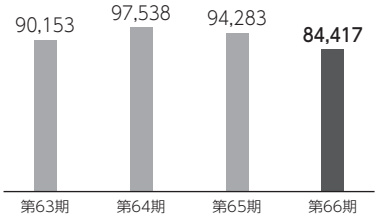
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

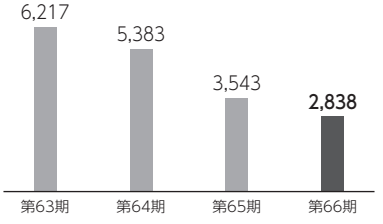
		第63期 (2017年12月期)	第64期 (2018年12月期)	第65期 (2019年12月期)	第66期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上収益	(百万円)	90,153	97,538	94,283	84,417
営業利益	(百万円)	6,217	5,383	3,543	2,838
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	4,504	2,420	1,582	828
基本的１株当たり当期利益	(円)	176.41	90.24	58.36	30.50
資産合計	(百万円)	84,366	94,277	96,561	98,063
資本合計	(百万円)	30,122	35,438	34,593	34,557
１株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,069.67	1,250.01	1,216.08	1,213.75
ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)	(%)	18.3	7.8	4.7	2.5

(注) 1．第63期より国際会計基準（IFRS）を適用して連結計算書類を作成しております。
(注) 2．基本的１株当たり当期利益は、期中平均の発行済株式総数により１株当たり親会社所有者帰属持分は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。
なお、基本的１株当たり当期利益および１株当たり親会社所有者帰属持分の算出に際しては、期中平均の発行済株式総数および期末現在の発行済株式総数から自己株式を控除しております。

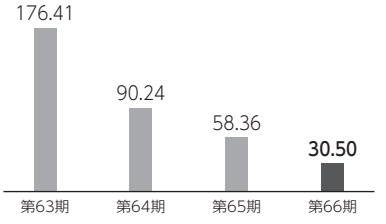
売上収益 (単位：百万円)



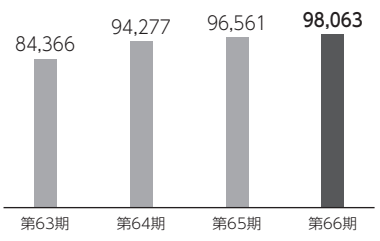
営業利益 (単位：百万円)



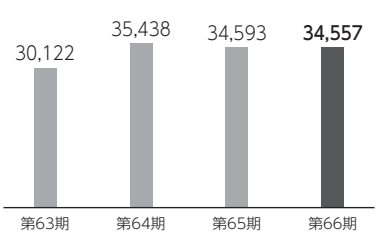
基本的1株当たり当期利益 (単位：円)



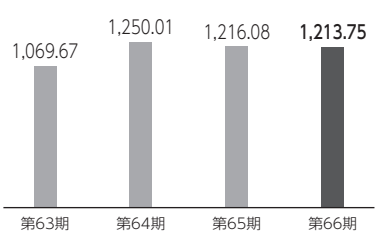
資産合計 (単位：百万円)



資本合計 (単位：百万円)



1株当たり親会社所有者帰属持分 (単位：円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
スミダ電機株式会社	460,000 千円	100	コイルの製造・販売・研究開発
スミダコーポレートサービス株式会社	25,000 千円	100	グループ経営統括
東莞勝美達（太平）電機有限公司	305,000 千香港ドル	100（100）	コイルの製造
SUMIDA ELECTRIC（GUANGXI）CO., LTD.	20,000 千香港ドル	100（100）	コイルの製造
Sumida Electric（H. K.）Company Limited	784,000 千香港ドル	100（100）	コイルの製造・研究開発
SUMIDA TRADING PTE. LTD.	6,000 千シンガポールドル	100	コイルの販売
SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.	6,350 千米ドル	100	コイルの販売
SUMIDA TRADING（SHANGHAI）COMPANY LIMITED	8,070 千人民元	100（100）	コイルの販売
TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED	30,000 千台湾ドル	100	コイルの販売
SUMIDA TRADING（KOREA）COMPANY LIMITED	2,000,000 千韓国ウォン	100	コイルの販売
SUMIDA Europe GmbH	25 千ユーロ	100	ＥＵ事業統括
SUMIDA Components GmbH	105 千ユーロ	97.8（97.8）	コイルの製造・販売
SUMIDA AG	7,344 千ユーロ	97.8（97.8）	EU事業の中間持株会社
SUMIDA Components & Modules GmbH	25 千ユーロ	97.8（97.8）	コイルの製造・販売・研究開発
SUMIDA EMS GmbH	25 千ユーロ	97.8（97.8）	EMSの統括会社
SUMIDA Lehesten GmbH	1,100 千ユーロ	97.8（97.8）	EMS
SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S. A. DE C.V.	50 千メキシコペソ	72.3（72.3）	コイルの製造
SUMIDA ROMANIA S. R. L.	3,101 千ユーロ	97.8（97.8）	コイルの製造
SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.	37,904 千人民元	97.8（97.8）	コイルの製造・販売
SUMIDA Slovenija, d. o. o.	503 千ユーロ	72.3（72.3）	コイルの製造
vogtronics GmbH	25 千ユーロ	72.3（72.3）	コイルの製造・販売
SUMIDA flexible connections GmbH	25 千ユーロ	97.8（97.8）	フラット・ケーブルの製造・販売

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S. R. L.	156 千ユーロ	97.8（97.8）	フラット・ケーブルの製造・販売
Sumida Electric（Thailand）Co., Ltd.	205,000 千タイバーツ	100	パワーエレクトロニクス関連コイルの開発・製造・販売
ISMART GLOBAL LIMITED	6,308 千ユーロ	100	中間持株会社
Sumida Finance B. V.	20 千ユーロ	100	金融統括会社
SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.	2,000 千米ドル	100	コイルの製造
Sumida Electric（Changde）Co., Ltd.	17,664 千人民元	100（100）	コイルの製造
Sumida Electric（JI'AN）Co., Ltd.	124,242 千人民元	100（100）	コイルの製造
Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.	272,807 千人民元	100（100）	コイルの製造
SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd.	4,500 千人民元	97.8（97.8）	コイルの製造
SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.	3,000 千米ドル	100	コイルの製造
SUMIDA INSURANCE CORPORATION	5,000 千米ドル	100	グループ内保険の統括・管理
SUMIDA AMERICA HOLDINGS INC.	100 千米ドル	100	中間持株会社
Pontiac Coil, Inc.	21 米ドル	100	コイルの製造・販売・研究開発
Sumida Electric（India）Private Limited	30,000 千インドルピー	100	コイルの販売

（注）1. 議決権比率の（ ）内の数字は間接所有比率です。
2. スミダパワーテクノロジー株式会社は2020年10月1日付でスミダ電機株式会社と合併・消滅したことにより連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

《不安定感強まる世界経済》

世界では、新型コロナウイルスの感染拡大で各国のロックダウンが出口の見えにくい状況が続き、ワクチン接種が始まったものの、いまだ収束が見えない状況です。米国の政権が交代したものの米中問題は依然残り、欧州でも英国のBrexit後リスクは改善傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の変異ウイルスの出現などで経済活動は不透明感が残り、世界経済は不安定感が強まっています。

① 中期経営計画の推進

新ビジネスプラン（2021～2023年度）の方向性

・マスタープランの最終ステージとしての当初のビジネスプランStageⅢ（2018－2021年）において、最終年度の2021年までに売上収益1,000億円、営業利益100億円達成の目標を掲げていました。
・2020年の初めに、StageⅢの期間を一年延長し、2018年から2022年までとしました。
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により市場の回復が更に遅れることが予想されたため、StageⅢの最終年度をもう一年延長し、2021年から2023年の３年間における計画を新たに作成し、StageⅢの延長としての新ビジネスプランと位置付けました。新ビジネスプラン（2021～2023年度）の基本的な方向性は次のとおりです。

【新ビジネスプラン（2021-2023年度）の前提条件】

本計画は、新型コロナウイルス感染の再拡大を受けて、向こう３年間の市場の状況は、2020年と同様に推移すると想定して作成されました。市場の劇的な回復がなくても、以下に述べる市場別基本方針の実施により、2023年度においてこれまでで最高の営業利益達成を目指します。新型コロナウイルス感染の再拡大により市場全体が不透明なため、３年間のローリング・フォーキャストによる計画とし、事業環境に変化があれば翌年の計画に反映させます。

【市場別基本方針】

・車載市場：
　EV/ｘEVの設計・製造に最大限重点的に取り組み、マーケットリーダーとなる。
・家電製品市場：
　バイセル取引やODMといった、価格競争力があり十分な利益を確保できる、高価格の新技術アプリケーションのビジネスモデルを確立する。
・インダストリー市場：
　再生可能エネルギーや代替エネルギー市場､脱炭素化関連のインフラおよび医療市場に重点的に取り組む。

【主要数値目標】

・最終の2023年度において、既存事業からの売上収益1,080億円、営業利益70億円を目標とします。一方で、引き続きM&Aのチャンスを追求します。
・EV/ｘEV分野においては、EV/ｘEV向けのパワートレイン関連製品で、受注ベースで計算したものであり、高い成長率を示します。
・Non-EV/ｘEVに関しては、パワーインダクタ、ABS、アンテナ、アクチュエーター等の既存車載製品。
・インダストリー関連事業においては、インダストリー、メディカル市場向けの既存製品。
・家電分野においては、2021年から従来家電製品関連の売上収益に含まれていた一部製品を車載セグメントに分類替えするため、売上収益が落ちたように見えますが、この要素を除いては2020年と同程度の売上収益で推移。
・上記セグメントの売上収益目標の内、EV/ｘEVを除いては、慎重な市場予測に基づく目標となっています。

② コーポレートガバナンス体制の強化への継続的な取組み

2003年に経営と監督の分離を明確にするために日本の上場企業第１号で委員会等設置会社に移行しました。また、当社の取締役会は、９名のうち７名が多様な専門知識をもつ社外取締役です。１名が女性取締役、欧州や中国といったビジネスの比重が高いエリアからの外国人取締役が２名となっています。このような取締役会の体制をはじめコーポレートガバナンスの一層の強化に努めています。

③ ＣＳＲの追求

ＣＳＲ（Corporate Social Responsibility）は、当社グループの経営の最重要課題の一つです。当社グループは、より良い社会の形成と企業の持続可能な発展のため、社会からのESG（環境（Environment）、社会（Society）、ガバナンス（Governance））に対する期待や要請に対し、「誠実」、「規律」、「常識」に基づいて事業を遂行し、社会的責任を果たしていきます。また、社会問題に対して、法務・コンプライアンス機能の強化等様々な取り組みを積極的に行っていきます。

《2020年連結会計年度の活動内容》

・CSR外部評価機関の基準をベースに持続可能な社会貢献と調達方法を精査
・当社グループの行動指針とISO26000に関するガイドラインの見直しを実施
・ISO26000に基づく現在のESG活動の評価と改善を実施
・CSR委員会を設置し、今後の活動計画の見直しを実施

環境	社会	ガバナンス
・スミダグループ全工場によるISO14001に基づく環境評価の確認と継続改善活動の実施 ・設備更新により大幅な消費電力の削減を達成 ・ドイツにおける社用車を電気自動車へ変更したことによる二酸化炭素排出量の削減 ・コロナ禍においても正常な業務を継続することを目指し、在宅勤務を大幅に導入し、出張による交通機関の使用削減をした結果、二酸化炭素排出量を削減 ・中国・東莞勝美達（太平）電機有限公司において代替エネルギーによる電力使用を開始すること決定 ・ドイツの開発拠点における太陽光発電システムの導入と効果を確認	・新型コロナウイルス感染症対策の徹底と社員の健康と安全を守るための活動を継続 ・継続的なISO45001の要求事項と当社グループ（アジア地域の工場において）の現在の状況を確認し改善を実施 ・各四半期においてスミダグループ活動内容の共有を実施 ・スミダグループ全拠点において延べ7,669人の参加による当社の行動指針の再教育を実施 ・在宅勤務対応の推進のためのクラウドサービスの利用拡大 ・ベトナム・クアンガイ工場とその地域における台風被害の復旧サポート	・法令順守徹底に関する教育を取締役と執行役に実施 ・贈賄とカルテルに関する教育を実施 ・インサイダー取引規制に関する教育を実施（日本地域） ・ハラスメントに関する教育を実施（日本地域） ・四半期ごとにリスクマネージメント委員会を開催しリスクの評価とその対策を講じる ・当社ウェブサイトにてクッキーポリシーを規定しプライバシー保護を明確化

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業内容	主要製品
アジア・パシフィック事業	DC/DCコンバータ用トランス、スイッチング電源用トランス、ストロボ用発振トランス、ノイズフィルターコイル、DC/DCコンバータユニット、パワーインダクタ、IFT/RFコイル、キーレスエントリーアンテナコイル、ADSL用モデムトランス、データ用ラインフィルター、アンテナコイル、映像用フィルター、信号用インダクタ、RF-ID、四方弁コイル、CCFL駆動用インバータトランス、ABSコイル、インジェクションコイル、アンテナコイル、センサーコイル、ノイズフィルター、カーエアコン用ソレノイド、高周波トランス、高周波チョークコイル、エッジワイズコイル、スティックコイル、HDD用モーターコイル、低周波トランス、高調波対策リアクタ、リアクトル、コモンモードコイル
ＥＵ事業	アンテナコイル、センサーコイル・モジュール、イグニッションコイル・モジュール、ノイズフィルター、xDSLスプリッターモジュール、DC/DCコンバータ用トランス、キーレスエントリーアンテナコイル、Xenonイグナイター、パワーステアリング用制御ユニット、GPSアンテナ、盗難防止用制御ユニット、ディーゼルエンジン用制御ユニット、パワーサプライ、高周波トランス、高周波チョークコイル、エッジワイズコイル、スティックコイル、HDD用モーターコイル、低周波トランス、高調波対策リアクタ、リアクトル、コモンモードコイル

(6) 当社グループの主要拠点等 (2020年12月31日現在)

本社	東京都中央区（当社）
事業統括	SUMIDA Europe GmbH（ドイツ）、SUMIDA AG（ドイツ）、スミダコーポレートサービス株式会社（東京都中央区）、Sumida Finance B. V.（オランダ）、SUMIDA INSURANCE CORPORATION（ミクロネシア）、SUMIDA AMERICA HOLDINGS INC.（米国）
国内営業拠点	スミダ電機株式会社（東京都中央区、埼玉県さいたま市、神奈川県川崎市、大阪市、名古屋市、宮城県名取市、長野県小諸市）
海外営業拠点	Sumida Electric（H. K.）Company Limited（香港）、SUMIDA TRADING PTE. LTD.（シンガポール）、SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.（米国）、SUMIDA Components GmbH（ドイツ）、SUMIDA TRADING（SHANGHAI）COMPANY LIMITED（中国）、SUMIDA Components & Modules GmbH（ドイツ）、vogtronics GmbH（ドイツ）、SUMIDA Lehesten GmbH（ドイツ）、SUMIDA flexible connections GmbH（ドイツ）、SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY LIMITED (韓国)、TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED（台湾）、Sumida Electric（Thailand）Co., Ltd.（タイ）、SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.（中国）、Pontiac Coil, Inc.（米国）、Sumida Electric（India）Private Limited（インド）
国内生産拠点	スミダ電機株式会社（青森県むつ市、長野県小諸市）
海外生産拠点	Sumida Electric（H. K.）Company Limited（香港）、東莞勝美達（太平）電機有限公司（中国）、SUMIDA Components GmbH（ドイツ）、SUMIDA Components & Modules GmbH（ドイツ）、SUMIDA ROMANIA S. R. L.（ルーマニア）、SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S. A. DE C. V.（メキシコ）、SUMIDA Slovenija, d.o.o.（スロベニア）、SUMIDA Lehesten GmbH（ドイツ）、SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.（中国）、SUMIDA flexible connections GmbH（ドイツ）、SUMIDA ELECTRIC（GUANGXI）CO., LTD.（中国）、Sumida Electric（Thailand） Co., Ltd.（タイ）、SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S. R. L.（ルーマニア）、SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）、Sumida Electric（JI'AN）Co., Ltd.（中国）、Sumida Electric（Changde）Co., Ltd.（中国）、Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.（中国）、SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd.（中国）、SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.（ベトナム）、Pontiac Coil, Inc.（米国）
国内開発拠点	スミダ電機株式会社（宮城県名取市、東京都中央区、長野県小諸市）
海外開発拠点	Sumida Electric（H. K.）Company Limited（香港）、SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.（米国）、SUMIDA Components GmbH（ドイツ）、SUMIDA Components & Modules GmbH（ドイツ）、SUMIDA flexible connections GmbH（ドイツ）、Pontiac Coil, Inc.（米国）

(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
アジア・パシフィック事業	14,698名	189名減
ＥＵ事業	2,970名	156名減
全社（共通）	100名	2名減
合　　計	17,768名	347名減

(注) 1. 使用人数は就業員数です。
2. 全社（共通）は本部機能およびサポート機能を持つスミダコーポレートサービス株式会社、Sumida Electric（H. K.）Company Limited およびスミダ電機株式会社のサービス部門に所属している使用人数を記載しています。
3. 使用人数には委託加工先の使用人数を含めて表示しています。

② 当社の使用人の状況

当社は純粋持株会社であり、使用人はいません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	19,031百万円
株式会社三菱UFJ銀行	9,234
株式会社みずほ銀行	4,593
三井住友信託銀行株式会社	3,555
株式会社りそな銀行	1,767

(9) 資本政策の基本的な方針および剰余金の配当等の決定に関する方針

①資本政策の基本的な方針

当社は、中期経営計画で目標とする経営指標としてキャッシュ・コンバージョン・サイクル（CCC）、投下資本利益率（ROIC）、株主資本利益率（ROE: Return On Equity）、ネットDEレシオを設定して、中期計画で掲げる戦略の遂行により利益成長を目指すことに加え、株主資本を有効活用することで企業価値の最大化に努めます。

	2020年12月実績	2023年12月期目標
キャッシュ・コンバージョン・サイクル(CCC)	73日	70日
投下資本利益率（ROIC）	2.98%	6.39%
株主資本利益率（ROE）	2.51%	10.83%
ネットDEレシオ	1.07	1.10

資本コストを意識した経営が求められる中、資本コストとの比較に馴染むROICを中期経営計画上のモニタリング指標に追加しました。

2020年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で収益性が低かったため、ROICの実績は2.98%でした。中期計画では6.39%を目標にしています。なお、2017年度から2019年度の平均ROICは6.0%でした。現時点での株主資本コストは4.9%と見ています。

また、支払利息、為替差損益等の財務費用が当期利益に与える影響も引き続き大きいので、ROEも重要なモニタリング指標だと考えています。2020年度のROEの実績は2.5%で中期経営計画では10.8%を目標にしています。2017年度から2019年度の平均ROEは10.3%でした。

ネットDEレシオはM&Aが成功すると一時的に高くなることが想定されるので、1.1倍をガイドラインにしています。2020年度末のネットDEレシオの実績は1.07倍で中期計画では1.1倍をガイドラインにしています。

(資金需要)

車載事業は2、3年の先行投資が必要ですが、長期に安定した収益が見込まれます。家電事業は投資後、すぐに回収が始まりますが、事業サイクルが短く、収益が見込まれる期間も短いです。そのため、相対的にみれば、車載事業よりも家電事業の方が投資回収リスクは高いと見ております。運転資本の圧縮については、B to Bビジネスなので DSO（売上債権回転期間）、DPO（仕入債務回転期間）の改善取り組みのメリットが取りにくいので DIO（棚卸資産回転期間）の改善に注力しています。DIO管理の現実的な取り組みとして、毎月地域別、製品についてモニタリングを実施します。DIOの実績は2018年度82日、19年度76日、20年度79日でしたが、23年度末は77日を目標として設定します。

(資金調達)

中期的に収益性の向上と財務体質の強化に取り組み信用格付けを取得することで、資金調達の方法について選択肢を広げていきます。

（手元資金）

国内外連結子会社が39社あり、各社で資金が滞留することで資金効率が落ちないよう、主要子会社の最低手持ち資金額を設定し、毎月その設定額と実際手持資金を比較しグループ全体手持資金のモニタリングを実施し、余剰資金を削減し、借入金の圧縮に努めています。

②資本の財源及び資金の流動性について

当社グループの主な資金需要は、人件費、販売費及び一般管理費等の営業費用並びに固定資産等にかかる投資であり、資金需要につきましては、主に自己資金により賄い、必要に応じ銀行借入等により対応しています。

ⅰ）当社グループの資金状況

当連結会計年度末現在において、当社グループの流動性は十分な水準にあります。

当社グループは、事業活動のための適切な資金確保、流動性の維持、並びに健全な財政状態を常にめざし、安定的な営業キャッシュ・フローの創出、幅広い資金調達手段の確保を進めています。成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備投資資金は、主に手元の現金と営業活動からのキャッシュ・フローに加え、借入等により調達しています。銀行借入等に関しては、ベンチマークとなるネットDEレシオは1.0を維持することを目標としております。

手元流動性については、現金及び現金同等物3,000百万円を目安としています。新型コロナウイルス感染症による不透明な事業環境下において手元流動性を確保するため、有利子負債を増加させたことで、現金及び現金同等物を前連結会計年度末と比べて1,950百万円増やし5,237百万円、ネット有利子負債残高は822百万円減少しました。

なお、当社グループでは、主要な銀行と定期的にミーティングを行ない、良好な関係を築いています。

ⅱ）資金需要の主な内容

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、当社グループ製品製造のための材料および部品の購入のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものです。当社グループの研究開発費は様々な営業費用の一部として計上されていますが、研究開発に携わる従業員の人件費が研究開発費の主要な部分を占めています。

ⅲ）財務政策

財務の状況については、現時点において顕在化している問題はありませんが、各国のキャッシュの流れを注視し、次のような取組みを進めました。

・従来から資金の”見える化”を進め、グループ会社の資金の動き、残高等グローバルベースで資金まわりの管理が行えるグローバルキャッシュマネジメントを実行しています。

・徐々に売上の回復が見込まれる為、今後運転資本の増加が見込まれます。グローバルキャッシュマネジメントに活用しているKyriba（SaaS）で、４月から全社ベースで先６ヶ月のキャッシュ・フローフォーキャストを毎月更新するとともに、６月から世界８カ国、６通貨での銀行借入金の合計残高を毎週モニターしています。

③剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、配当による利益の配分を最優先に考え、連結配当性向25%～30%を勘案した配当を実施することを基本方針としています。

当期の連結業績によっては、当社の基本方針による配当が適切でない場合には、株主資本配当率（DOE: Dividend On Equity）等も考慮した上で、剰余金分配可能額の範囲で株主還元の充実を図っていきます。

当社は取締役会の決議により剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めており、年4回の配当を行うことを基本方針としています。

配当の支払方法につきましては、第１四半期から第３四半期までは四半期毎に決定した金額をお支払いします。また、第４四半期は当期の連結業績を反映させ、上記の配当方針に適応した年間配当額となるように期末配当をお支払いする方針です。

内部留保資金は、財務体質の強化、ならびに将来の成長力の維持のために活用していく方針です。

当事業年度の剰余金の配当は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、先行き不透明であったため、第１四半期から第３四半期まで無配とさせて頂きました。期末配当については、配当政策に従い、２月22日に開催した取締役会の決議で１株につき９円となる見込みです。

当事業年度に係る剰余金の配当の明細は以下のとおりであります。

取締役会決議日	該当四半期	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年４月28日	第１四半期	－	－	2020年３月31日	－
2020年７月31日	第２四半期	－	－	2020年６月30日	－
2020年10月30日	第３四半期	－	－	2020年９月30日	－
2021年２月22日	第４四半期	244	9.00	2020年12月31日	2021年３月３日

（注）当社は会社法第459条に基づき、３月31日、６月30日、９月30日、12月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

（10）その他企業集団の現況に関する重要事項

該当事項はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 70,000,000株

② 発行済株式の総数 27,444,317株（自己株式を含む）

③ 当事業年度末の株主数 4,667名

④ 大株主（自己株式を除く上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,219千株	22.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,439	8.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口９）	1,490	5.49
ヤワタビル株式会社	1,112	4.09
GOVERNMENT OF NORWAY	980	3.53
Yawata Zaidan Limited	959	3.53
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) /SMTTIL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	634	2.33
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	603	2.22
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	543	2.00
JUNIPER	530	1.95

（注）持株比率は自己株式（263,694株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度末日において、該当事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日において当社執行役３名が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

決議年月日	2020年３月25日 報酬委員会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役３名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,610株
新株予約権の行使時の払込金額	１円
新株予約権の行使期間	自　2023年４月１日 至　2032年３月31日
新株予約権の行使を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格：514.22円 資本組入額：257.11円
新株予約権の行使の条件	（注）
保有状況	新株予約権の数　　1,610個 目的となる株式数　161,000株

（注）新株予約権の行使の条件

（ア）新株予約権者は、（i）当社の2020年12月期から2022年12月期までの各事業年度（以下、「対象事業年度」といいます。）のうちいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書に記載された営業利益の金額（以下、「業績判定水準」といいます。）が80億円以上となり、かつ、（ii）対象事業年度のうち2事業年度以上において各親会社所有者帰属特分当期利益率が7.5パーセント以上となり、かつ（iii）2022年12月期の親会社所有者帰属特分当期利益率が10パーセント以上となったときに限り、自己が保有する新株予約権の個数に行使可能割合（対象事業年度の各業績判定水準のうち最も大きい金額〈100億円を超える場合は100億円とする。〉の100億円に対する割合をいう。）を乗じて得た個数（１個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てる。）を限度として新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものといたします。

（イ）新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の執行役もしくは取締役または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。

（ウ）新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。

（エ）新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までといたします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、要件地位喪失日が権利行使期間の開始日より前である場合、行使することができる新株予約権の個数は、以下の算式に基づき計算されます（１個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）。

$$\text{行使することができる新株予約権の個数} = \text{上記（ア）の限度個数} \times \frac{\text{割当日から要件地位喪失日までの日数}}{\text{割当日から新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までの日数}}$$

（オ）新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

（カ）各新株予約権１個未満の行使を行うことはできません。

②当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対して交付された新株予約権の状況

決議年月日	2020年３月25日 定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社子会社取締役および従業員45名
新株予約権の目的となる株式の種類	同　左
新株予約権の目的となる株式の数	4,230株
新株予約権の行使時の払込金額	１円
新株予約権の行使期間	自　2023年４月１日 至　2038年３月31日
新株予約権の行使を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格：462.57円 資本組入額：231.28円
新株予約権の行使の条件	（注）
保有状況	新株予約権の数　　4,230個 目的となる株式数　423,000株 保有者数　　45名

（注）新株予約権の行使の条件

（ア）新株予約権者は、（i）当社の2020年12月期から2022年12月期までの各事業年度（以下、「対象事業年度」といいます。）のうちいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書に記載された営業利益の金額（以下、「業績判定水準」といいます。）が80億円以上となり、かつ、（ii）対象事業年度のうち2事業年度以上において各親会社所有者帰属特分当期利益率が7.5パーセント以上となり、かつ（iii）2022年12月期の親会社所有者帰属特分当期利益率が10パーセント以上となったときに限り、自己が保有する新株予約権の個数に行使可能割合（対象事業年度の各業績判定水準のうち最も大きい金額〈100億円を超える場合は100億円とする。〉の100億円に対する割合をいう。）を乗じて得た個数（１個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てる。）を限度として新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものといたします。

（イ）新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。

（ウ）新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。

（エ）新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までといたします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、要件地位喪失日が権利行使期間の開始日より前である場合、行使することができる新株予約権の個数は、以下の算式に基づき計算されます（１個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）。

$$\text{行使することができる新株予約権の個数} = \text{上記（ア）の限度個数} \times \frac{\text{割当日から要件地位喪失日までの日数}}{\text{割当日から新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までの日数}}$$

（オ）新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

（カ）各新株予約権１個未満の行使を行うことはできません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および執行役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 兼代表執行役CEO	八幡滋行	取締役会議長 リスクマネージメント委員 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役
取締役 （独立役員）	佐藤穣治	監査委員 OUE Lippo Healthcare Limited 独立社外取締役、監査・リスク委員
取締役 （独立役員）	歐陽伯康	指名委員会議長、報酬委員会議長 Computime Group Limited CEO 兼 取締役 Leverstyle Corporation 非業務執行独立取締役
取締役 （独立役員）	諸江幸祐	指名委員、報酬委員 ㈱YUMEキャピタル 代表取締役 ㈱いとはんジャパン 代表取締役 オイシックス・ラ・大地㈱ 社外監査役
取締役 （独立役員）	加藤厚	監査委員会議長、リスクマネージメント委員 公認会計士加藤厚事務所 公認会計士
取締役 （独立役員）	ﾐﾋｬｴﾙ ﾐｭｰﾙﾊﾞｲｴﾙ	指名委員、報酬委員
取締役 （独立役員）	宮武雅子	監査委員、リスクマネージメント委員 弁護士、ブレークモア法律事務所 パートナー 慶應義塾大学法科大学院 客員教授 一般社団法人日本国際紛争解決センター事務局次長
取締役 （独立役員）	梅本龍夫	監査委員 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 客員教授 有限会社アイグラム 代表取締役 ㈱フォーラムエンジニアリング 社外取締役
取締役	栖関智晴	リスクマネージメント委員会議長
代表執行役CFO	本多慶行	リスクマネージメント委員 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役 日本マクドナルドホールディングス㈱ 社外監査役
執行役社長	堀寛二	リスクマネージメント委員 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役

（注）1. 取締役佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ﾐﾋｬｴﾙ ﾐｭｰﾙﾊﾞｲｴﾙ氏、宮武雅子氏および梅本龍夫氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。

2. 当社は社外取締役の佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ﾐﾋｬｴﾙ ﾐｭｰﾙﾊﾞｲｴﾙ氏、宮武雅子氏および梅本龍夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 当社は法定委員会（指名、監査および報酬委員会）以外に任意でリスクマネージメント委員会を設置しています。

4. 監査委員の佐藤穣治氏は長年にわたりグローバル企業の税務および投資に関するアドバイス実務に携わり、同委員の梅本龍夫氏は複数の会社で経営に携わっており、また同委員会議長の加藤厚氏は公認会計士であり、企業会計基準委員会常勤副委員長を務める等、

3氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。また、監査委員の宮武雅子氏は弁護士であり、国際取引、訴訟およびコンプライアンスに関する法務での相当程度の知見を有しています。

5. 監査委員４氏とも社外取締役であるため、常勤の監査委員を選定しておりません。常勤の監査委員はおりませんが、コーポレートオフィスおよび内部監査部門が当社のみならず当社グループの内部統制を担当し、コンプライアンス、リスクマネージメントの各業務を統括するとともに、内部監査は監査委員会と連係して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。

② 当事業年度中に退任した執行役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
栖　関　智　晴	2020年3月25日	任期満了	代表執行役社長 SUMIDA EUROPE GmbH 代表取締役

③ 報酬委員会による取締役および執行役の報酬等の額に係る決定に関する方針

⑴ 決定および開示の範囲

報酬委員会が決定および開示する「取締役および執行役が受ける報酬の額」の範囲は、透明性を高めるために、当社グループから支給する報酬額の総額とし、取締役、執行役に区分して開示する。

⑵ 取締役報酬

取締役報酬は、各取締役の役職、職責等を反映し、また経済動向および当社経営環境を考慮して設定する。取締役の報酬は次の３つから構成される。なお、執行役との兼務者には取締役報酬は支給しない。

1）基本報酬

取締役としての職責に対する報酬（指名・報酬委員の職責に対する報酬を含む）

2）監査委員報酬

監査委員としての職責に対する報酬

3）委員会議長報酬

監査委員会議長、指名委員会および報酬委員会議長としての職務に対する報酬

⑶ 執行役報酬

執行役報酬は、業務執行に対するモチベーションの維持・向上を図るため、基本報酬（固定報酬）に加えてインセンティブ報酬（業績連動報酬）を採用している。執行役の報酬は次の５つから構成される。

1）基本報酬

基本報酬は各執行役の役職、職責、子会社役員の兼任状況を考慮した固定報酬とする。金額は従前の業務実績などを考慮し、また前期報酬実績等との比較衡量を行うことにより決定する。

2）短期インセンティブ

短期的なモチベーションの維持・向上を図るための報酬で、各執行役の役職、職責に応じて基準額を設定する。期首に設定した業績目標とグループ全体または担当職務の業績の達成度や職務執行状況に応じて支給額を増減する。また、顕著な功績があったと報酬委員会が認めた場合はこれとは別に賞与を支払う場合がある。

3）ストックオプション

中期経営計画の業績達成条件付新株予約権を付与する。

4）長期インセンティブ

中長期的なモチベーションの維持・向上、人材流出の防止のための報酬として付与する。

5）年金

退任後の生活安定のために、在任期間等を勘案して、対象となる執行役に公的年金以外に年金拠出金を支払う。

④ 取締役および執行役の当事業年度に係る報酬等の総額

（対象期間：2020年１月１日から2020年12月31日まで）

区　分	人　員（人）	基本報酬（百万円）	短期インセンティブ（百万円）	長期インセンティブ（百万円）	ストックオプション（百万円）	年　金（百万円）	合　計（百万円）
執　行　役	4	124	47	16	82	8	279
社内取締役	(注)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	7	55	-	-	-	-	55
合　　計	11	179	47	16	82	8	334

（注）1. 当事業年度の人員は、執行役４名、社内取締役２名、社外取締役７名です。執行役４名のうち２名は社内取締役を兼任しています。したがって役員の総数は11名です。執行役と社内取締役の兼任者については、取締役報酬を支給していないため、執行役の欄に人員・金額を記載しており、社内取締役の欄には含んでおりません。上記の執行役の欄には、2020年３月25日に開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した執行役1名に対して2020年１月から2020年３月の期間に支払った金額が含まれております。

2. 当社グループの連結報酬額を記載しております。当社グループに係る報酬額は執行役分（４名）が124百万円、社外取締役分（７名）が55百万円です。

3. 短期インセンティブ報酬
当事業年度の連結営業利益目標の達成率に応じて支給額を算出しております。

4. 長期インセンティブ報酬
当事業年度に係る配当金の総額に当社所定の割合を乗じたものを原資とし、翌事業年度に執行役の職位に応じて擬似株式を付与するものです。

5. 社外取締役の基本報酬の欄には、基本報酬、監査委員報酬の合計額を記載しております。

6. 上記報酬の他に、対象となる執行役３名にフリンジ・ベネフィットを総額24百万円（うち当社負担分３百万円）を支払いました。

7. 上記報酬の他に、2020年３月25日に開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した執行役１名に対して賞与を7百万円と退職慰労金を総額127百万円を現金ならびに保険契約の権利の譲渡により支払いました（全額当社が負担）。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第１項の規定に基づき、定款において同法第423条第１項の損害賠償責任を限定できる旨を定めています。当該規定に基づき、当社と社外取締役の７名は責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しています。

⑥ 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償請求における賠償金額、判決金額、和解金、示談金および争訟費用の損害を当該保険契約により塡補することとしております。当該保険契約の被保険者は全ての取締役、執行役、会計参与および管理監督および指揮命令を行う従業員です。

⑦ 社外取締役に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況
「取締役および執行役の状況」の表に記載のとおりです。当社と兼任している他の法人等との間には、取引関係等の関係はいずれもありません。

(2) 当社または主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係
① 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
② 社外取締役は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況
① 社外取締役の出席状況

氏　　名	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会	リスクマネージメント委員会
佐　藤　穣　治	6/6	10/10	-	-	-
歐　陽　伯　康	6/6	-	6/6	7/7	-
諸　江　幸　祐	6/6	-	6/6	7/7	-
加　藤　　厚	6/6	10/10	-	-	4/4
ミヒャエル ミュールバイエル	6/6	-	6/6	7/7	-
宮　武　雅　子	6/6	10/10	-	-	4/4
梅　本　龍　夫	6/6	10/10	-	-	-

(注) 当社はリスクマネージメント委員会を設置しております。委員には執行役、監査委員会議長および監査委員が就任しています。

② 各社外取締役の発言状況
イ. 佐藤　穣治氏
取締役会において、主として財務戦略の専門家の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
監査委員会において、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議を主導し、事業報告、計算書類、連結計算書類等の監査を行っています。

ロ. 歐陽　伯康氏
取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
指名委員会において、議長として、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
報酬委員会において、議長として、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から議案審議を主導し、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の方針および額を決定しています。

ハ. 諸江　幸祐氏
取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
指名委員会において、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

報酬委員会において、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

ニ．加藤　厚氏

取締役会において、主として会計の専門家としての観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

監査委員会において、議長として、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

リスクマネージメント委員会において、当社のリスクの洗い出しとリスク回避策の策定に必要な発言を適宜行っています。

ホ．ミヒャエル ミュールバイエル氏

取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

指名委員会において、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

報酬委員会において、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

ヘ．宮武　雅子氏

取締役会において、主として弁護士の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

監査委員会において、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

リスクマネージメント委員会において、当社のリスクの洗い出しとリスク回避策の策定に必要な発言を適宜行っています。

ト．梅本　龍夫氏

取締役会において、主として経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

監査委員会において、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

⑷ 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

⑸ 独立性に関する基準または方針

当社において、独立性を有する社外取締役とは、以下のいずれにも該当しない者とします。

1．現に当社もしくは当社の子会社・関係会社（以下、「スミダグループ」といいます。）の業務執行者の地位にあり、または取締役就任前10年間のいずれかの時期において業務執行者の地位にあった者

「業務執行者」とは、次に掲げる者をいいます。以下同じです。

イ　業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員

ロ　業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに相当する者

ハ　使用人

2．その配偶者または２親等内の親族が、現にスミダグループの業務執行者の地位にあり、または取締役就任前５年間のいずれかの時期において業務執行者の地位にあった者

3．当社の主要な株主またはその業務執行者

「主要な株主」とは、直接または間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいいます。

4．スミダグループの主要な取引先またはその業務執行者ならびにスミダグループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
　「主要な取引先」とは、過去５年間のいずれかの事業年度において、スミダグループとの取引における支払額またはその受取額が、スミダグループまたは取引先の連結売上収益の２%以上を占めている法人等をいいます。
5．スミダグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている者（法律、会計または税務の専門家またはコンサルタント等）。多額の金銭その他の財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者
「多額」とは、過去３年間の事業年度のうち、いずれかの事業年度における年間の金銭の支払いその他の財産の給付が500万円を超える場合をいいます（以下同じです。）。
6．スミダグループから、多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者または寄付を受けている法人、組合等の団体に所属する者
7．前4項に該当する者の配偶者または２親等内の親族
8．その他、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役としての職務遂行に支障を来たす事情を有していると認められる者

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区分	金額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	183

（注）当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行いました。

④ 連結子会社の監査

当社の子会社であるSumida Electric（H.K.）Company Limited、SUMIDA AG等は当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年行います。監査委員会は会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査委員会規則に則り、会計監査人の解任または不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定します。

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査委員の全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集された株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 執行役ならびに当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、グループのビジョン、経営の基本原則、コミットメント、行動規範、企業統治原則、環境理念を集約した「スミダの経営に関する諸原則」を制定しています。代表執行役は、他の執行役ならびに当社グループの取締役および使用人が当原則に則って職務執行することを確保するため、その遵守状況を監視するシステムを構築します。具体的には次の事項を行います。

イ. 「スミダの経営に関する諸原則」はイントラネットに日・英・中・独の４ヶ国語で提示して、随時これを確認できるようにし、企業集団全体に周知徹底します。またコーポレートオフィス(*)および内部監査部門は当原則の遵守状況を監視・検証します。

ロ. コンプライアンスは、コーポレートガバナンスの根幹であるとの認識のもと、単なる法令の遵守という問題に限定せず、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）をIntegrity（誠実性）、Discipline（規律）、Common Sense（常識）に基づき積極的に果たしていく活動と位置づけ、コーポレートオフィスおよび内部監査部門を中心に企業集団全体の体制整備およびモニタリング活動を行います。

ハ. コーポレートオフィスおよび内部監査部門は、以上の活動状況を代表執行役および監査委員会に報告します。またその概要を取締役会に報告します。

ニ. 代表執行役は、コンプライアンスを含め内部統制の有効性を検証し、取締役会に報告します。

(*)コーポレートオフィスは、代表執行役に直属し、リスクマネージメント・オフィス、コンプライアンス・オフィスから構成されています。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表執行役は、職務執行に係る重要情報を情報管理規程や文書管理規程などに従い、情報の重要度、保存期間および保存場所を明確にして集中管理します。取締役は常時閲覧可能とします。

③ 当社グループの取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社グループの取締役は関係会社管理規程に基づき、子会社の財務情報、リスク・コンプライアンスに係る事項、その他重要な事項を当社に定期的に報告します。

④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表執行役CEOは、リスク管理の最高責任者であるチーフ・リスクマネージメント・オフィサーとして、リスク管理を統括するリスクマネージメント委員会を設置し、その実施機関であるリスクマネージメント・オフィスをコーポレートオフィス内に置きます。リスクマネージメント・オフィスはリスク管理規程を整備するとともに、海外を含むグループの主要事業拠点にリスクマネージメント・モニターを配置、グローバルな観点から、将来予想されるリスクを洗い出し、分析し、リスク対応策を策定・管理します。万一リスクが発生した場合には、損失を最小化するための対応方法を検討します。執行役ならびに当社グループの取締役および使用人はリスク管理規程に従って業務遂行に努めます。コーポレートオフィスおよび内部監査部門は以上の運用状況を監視・検証し、その状況を代表執行役および監査委員会に報告します。また、その概要を取締役会に報告します。

⑤ 執行役ならびに当社グループの取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役は「スミダの経営に関する諸原則」に則り、当社グループの妥当な意思決定体制の確保と運用および監視を行うシステムを構築し、経営効率を高めます。具体的には次の事項を行います。

イ．代表執行役は、必要に応じて諮問機関を置き、重要な意思決定を行う際は諮問機関メンバーの意見を聴取し、十分な検討を行います。

ロ．代表執行役は、当社グループの職務権限ならびに妥当な意思決定ルールを制定し、その運用状況を定期的に検証します。

ハ．代表執行役は、当社グループの意思決定事項に係る業務の達成状況を定期的にレビューし、その結果をフィードバックすることを通じて、経営活動・事業遂行の一層の妥当性および効率性を確保します。

ニ．代表執行役は、当社グループの職務遂行に不可欠な情報の円滑な収集、分析と伝達、および共有と蓄積等を通じ、当社グループの適切かつ迅速な意思決定を確保します。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は純粋持株会社であり、事業は子会社等のグループ会社が行っているため、執行役および当社グループの取締役は常に企業集団全体の統治を念頭に置きその業務を行います。コーポレートオフィスはコンプライアンス、リスクマネージメントの各業務を統括し、内部監査部門は、内部監査をし、その結果を内部監査報告書として、代表執行役および監査委員会に提出します。監査委員会は内部監査部門と連携して監査活動を行います。コーポレートオフィスおよび内部監査部門は当社グループ全体の内部統制を担当します。

⑦ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の執行役からの独立性に関する事項および監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務の補助業務はコーポレートオフィスが担当します。ただし、その人事異動、組織変更、懲戒等の最終決定は監査委員会の承認を得なければなりません。また、監査委員会の職務の補助業務を担当する使用人が監査委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従うものとします。

⑧ 執行役ならびに当社グループの取締役および使用人が監査委員会に報告するための体制ならびに報告者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

代表執行役、執行役ならびに当社グループの取締役および使用人が下記の事項を監査委員会に報告をするためのルールを制定し、監査委員会に報告します。さらに、同ルールにおいて報告者に対して当該報告を理由とする不利益な取扱いの禁止等を定め、周知徹底します。また、その概要を取締役会に報告します。

イ．会社に著しい損害および利益を及ぼす可能性のある事実

ロ．取締役・執行役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合は、その事実

ハ．月次会計資料

ニ．内部監査報告書類

ホ．主要な部門の月次報告書

ヘ．その他の重要事項

⑨ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員がその職務の執行について当社に対して会社法第404条第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑩ 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 内部監査部門は、年度監査方針・計画の策定にあたって監査委員会と事前協議を行うこととします。また内部監査部門は監査委員会に内部監査の実施状況と結果を報告します。さらに監査委員会は必要に応じて、内部監査部門に追加監査の実施を求めることができます。

ロ. 会計監査人は、監査委員会に対して期初に監査計画の説明を行い、期中監査の実施状況、期末監査の結果等について監査委員会に報告を行います。また、会計監査人は監査委員会と必要に応じて協議を行います。

ハ. 会計監査人の執行役からの独立性を確保するとともに、必要な監査活動を保証するために、会計監査人の報酬の決定は監査委員会の同意を要します。

⑪ 当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の検証

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において定期的に検証を行います。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

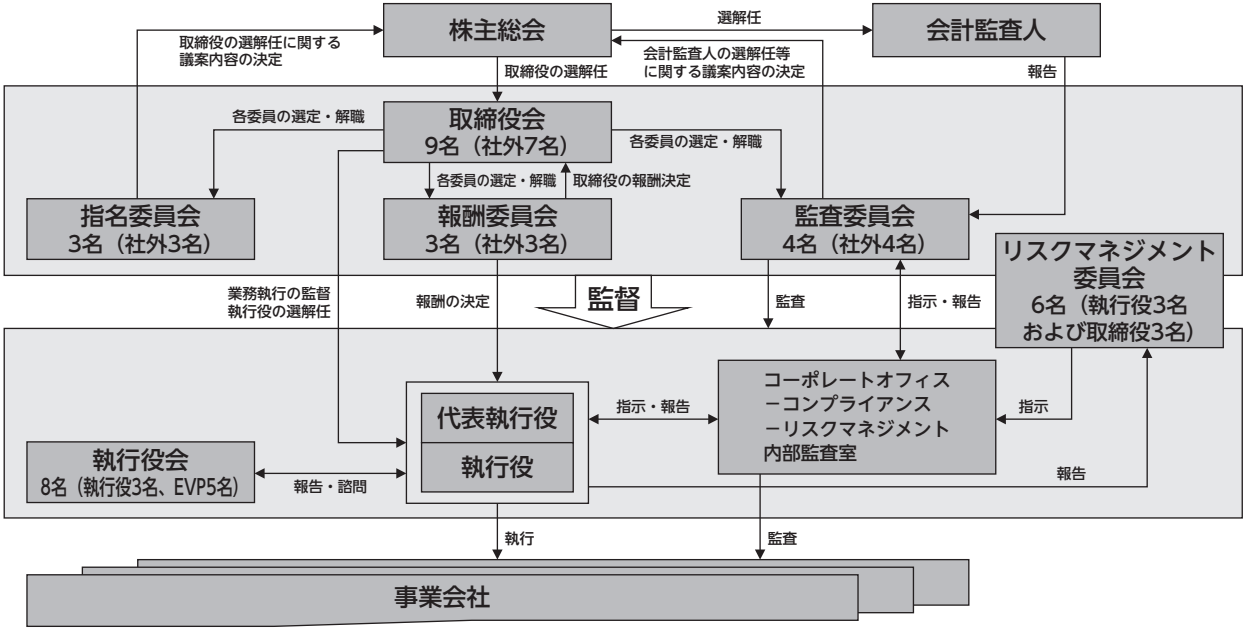
私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する態度を貫きます。

⑬ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該事業年度において、取締役会は６回開催され、経営の基本方針の策定、所定の法定事項の決定や定期的な業務執行状況のレビュー等を通じて、その監督機能の強化・実践に努めて参りました。指名委員会は６回開催され、取締役候補者の選任基準の策定、取締役候補者の決定を行いました。監査委員会は10回開催され、定期的な決算情報に係る計算書類の作成プロセスの妥当性、内部監査・内部統制体制、情報開示体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制等に関する監査を実施し、その結果を取締役会に報告しました。報酬委員会は７回開催され、取締役・執行役の報酬決定の方針および個人別の報酬等を決定しました。取締役会の実効性の更なる向上のために当社および取締役会が以下の取り組みを実施することを確認いたしました。

・戦略的な事項その他の重要な経営課題については、取締役会における審議がさらに充実したものとなるよう審議時間の拡大や事前配布資料の工夫等により提供する情報の質の向上に努めます。
・社外取締役が当社および当社グループの事業に対する理解をより深めることができるよう、事業やその執行状況に関わる情報提供の在り方を一層工夫します。

（ご参考）コーポレートガバナンス体制（2020年12月31日現在）



（注）本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満を切り捨てして表示しています。

連結計算書類<国際会計基準(IFRS)>

連結財政状態計算書

（単位：百万円）

科目	第66期 2020年12月31日現在	（ご参考）第65期 2019年12月31日現在
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	5,237	3,286
営業債権及びその他の債権	17,832	18,826
棚卸資産	16,484	16,877
その他の流動資産	3,920	4,041
流動資産合計	**43,474**	**43,032**
非流動資産		
有形固定資産	36,936	35,668
使用権資産	4,298	3,938
のれん	4,122	4,176
無形資産	6,016	6,151
金融資産	566	1,104
繰延税金資産	2,197	2,140
その他の非流動資産	451	348
非流動資産合計	**54,589**	**53,528**
資産合計	**98,063**	**96,561**

科目	第66期 2020年12月31日現在	（ご参考）第65期 2019年12月31日現在
負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	10,149	10,184
短期有利子負債	9,286	9,303
1年内返済予定又は償還予定の長期有利子負債	5,538	6,367
1年内返済予定のリース債務	836	807
引当金	84	128
未払法人所得税	276	393
未払費用	2,442	2,257
その他の流動負債	1,359	1,188
流動負債合計	**29,973**	**30,630**
非流動負債		
長期有利子負債	25,681	23,707
リース債務	3,245	3,462
退職給付に係る負債	1,587	1,569
引当金	18	18
繰延税金負債	1,510	1,259
その他の非流動負債	1,489	1,318
非流動負債合計	**33,532**	**31,337**
負債合計	**63,505**	**61,967**
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	10,150	10,150
資本剰余金	9,898	9,898
その他資本性金融商品	4,850	5,000
利益剰余金	12,767	12,322
新株予約権	8	48
自己株式	△547	△616
その他の包括利益累計額	△4,135	△3,789
親会社の所有者に帰属する持分合計	**32,990**	**33,013**
非支配持分	**1,567**	**1,579**
資本合計	**34,557**	**34,593**
負債及び資本合計	**98,063**	**96,561**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第66期 2020年１月１日から 2020年12月31日まで	（ご参考）第65期 2019年１月１日から 2019年12月31日まで
売上収益	**84,417**	**94,283**
売上原価	△73,319	△81,414
売上総利益	**11,098**	**12,868**
販売費及び一般管理費	△8,798	△9,330
その他の営業収益	643	85
その他の営業費用	△105	△80
営業利益	**2,838**	**3,543**
金融収益	18	27
金融費用	△1,386	△1,385
税引前当期利益	**1,470**	**2,184**
法人所得税費用	△631	△588
当期利益	**839**	**1,596**
当期利益の帰属		
親会社の所有者	828	1,582
非支配持分	11	13

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	その他資本性金融商品	利益剰余金	新株予約権	自己株式
当期首残高	10,150	9,898	5,000	12,322	48	△616
当期利益				828		
その他の包括利益						
当期包括利益合計	－	－	－	828	－	－
その他資本性金融商品の償還			△5,000			
その他資本性金融商品の発行			4,850			
配当金				△162		
その他資本性金融商品の所有者に対する分配				△172		
自己株式の取得						△0
自己株式の処分		△48			△20	68
自己株式処分差額の振替		48		△48		
株式に基づく報酬取引					△19	
所有者との取引額合計	－	－	△150	△383	△40	68
当期末残高	10,150	9,898	4,850	12,767	8	△547

	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配持分	資本合計
	その他の包括利益累計額							
	確定給付制度の再測定	その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差額	合計			
当期首残高	△603	41	△79	△3,147	△3,789	33,013	1,579	34,593
当期利益					－	828	11	839
その他の包括利益	△52	0	△77	△216	△346	△346	△23	△370
当期包括利益合計	△52	0	△77	△216	△346	481	△12	468
その他資本性金融商品の償還					－	△5,000		△5,000
その他資本性金融商品の発行					－	4,850		4,850
配当金					－	△162		△162
その他資本性金融商品の所有者に対する分配					－	△172		△172
自己株式の取得					－	△0		△0
自己株式の処分					－	0		0
自己株式処分差額の振替					－	－		－
株式に基づく報酬取引					－	△19		△19
所有者との取引額合計	－	－	－	－	－	△504	－	△504
当期末残高	△655	41	△157	△3,364	△4,135	32,990	1,567	34,557

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第66期 2020年12月31日現在	（ご参考）第65期 2019年12月31日現在
資産の部		
流動資産	**12,186**	**9,936**
現金及び預金	179	151
前払費用	160	122
短期貸付金	11,694	9,507
立替金	110	133
未収入金	22	18
その他	18	2
固定資産	**38,261**	**38,438**
有形固定資産	**1,350**	**1,320**
建物	829	809
構築物	5	5
工具、器具及び備品	1	1
車両運搬具	10	0
土地	503	503
無形固定資産	**9**	**20**
電話加入権	3	3
ソフトウェア	6	16
投資その他の資産	**36,901**	**37,097**
関係会社株式	25,516	25,834
長期貸付金	10,829	10,287
長期前払費用	291	197
保険積立金	244	758
その他	20	20
資産合計	**50,448**	**48,374**

科目	第66期 2020年12月31日現在	（ご参考）第65期 2019年12月31日現在
負債の部		
流動負債	**5,692**	**6,007**
短期借入金	1,428	1,412
1年内返済予定の長期借入金	2,170	3,708
未払金	132	140
未払費用	31	57
未払法人税等	15	13
預り金	782	649
前受金	1,085	－
その他	47	25
固定負債	**19,687**	**19,431**
長期借入金	18,305	18,299
繰延税金負債	1,230	992
その他	150	140
負債合計	**25,379**	**25,439**
純資産の部		
株主資本	**24,973**	**22,881**
資本金	10,150	10,150
資本剰余金	9,963	9,963
資本準備金	9,963	9,963
利益剰余金	5,407	3,384
利益準備金	264	264
その他利益剰余金	5,143	3,119
繰越利益剰余金	5,143	3,119
自己株式	△547	△616
評価・換算差額等	**86**	**5**
繰延ヘッジ損益	86	5
新株予約権	**8**	**48**
純資産合計	**25,068**	**22,935**
負債純資産合計	**50,448**	**48,374**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第66期 2020年１月１日から 2020年12月31日まで	（ご参考）第65期 2019年１月１日から 2019年12月31日まで
営業収益	**3,442**	**1,338**
営業費用	**851**	**647**
営業利益	**2,590**	**690**
営業外収益	**455**	**378**
受取利息	327	350
為替差益	32	－
その他	95	28
営業外費用	**518**	**606**
支払利息	446	553
支払手数料	68	49
為替差損	－	2
その他	3	1
経常利益	**2,528**	**462**
特別利益	**3**	**－**
固定資産売却益	**3**	**－**
税引前当期純利益	**2,531**	**462**
法人税、住民税及び事業税	94	111
法人税等調整額	202	290
当期純利益	**2,234**	**61**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10,150	9,963	－	9,963	264	3,119	3,384	△616	22,881
当期変動額									
当期純利益						2,234	2,234		2,234
剰余金の配当						△162	△162		△162
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△48	△48				68	20
自己株式処分差損の振替			48	48		△48	△48		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	2,023	2,023	68	2,091
当期末残高	10,150	9,963	－	9,963	264	5,143	5,407	△547	24,973

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5	5	48	22,935
当期変動額				
当期純利益				2,234
剰余金の配当				△162
自己株式の取得				△0
自己株式の処分			△20	0
自己株式処分差損の振替				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	81	81	△19	61
当期変動額合計	81	81	△40	2,133
当期末残高	86	86	8	25,068

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月15日

スミダコーポレーション株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　寺田昭仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水野勝成 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、スミダコーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月15日

スミダコーポレーション株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　寺田昭仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水野勝成 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第66期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役並びに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役等の職務執行の状況、並びに会社の業務および財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびそれらの附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

スミダコーポレーション株式会社　監査委員会

監査委員　**加　藤　　厚**　㊞
監査委員　**佐　藤　穣　治**　㊞
監査委員　**宮　武　雅　子**　㊞
監査委員　**梅　本　龍　夫**　㊞

（注）監査委員は全員、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主メモ

証券コード	6817
事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金配当基準日	3月31日 6月30日 9月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都府中市日鋼町1－1　電話　0120-232-711（通話料無料） 郵送先　〒137-8081　新東京郵便局私書箱第29号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、東京において発行する日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL　http://www.sumida.com/jpn/investors/koukoku/

（ご注意）

1．株主様の住所変更、買い取り請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行）でお取り扱いできませんのでご注意ください。

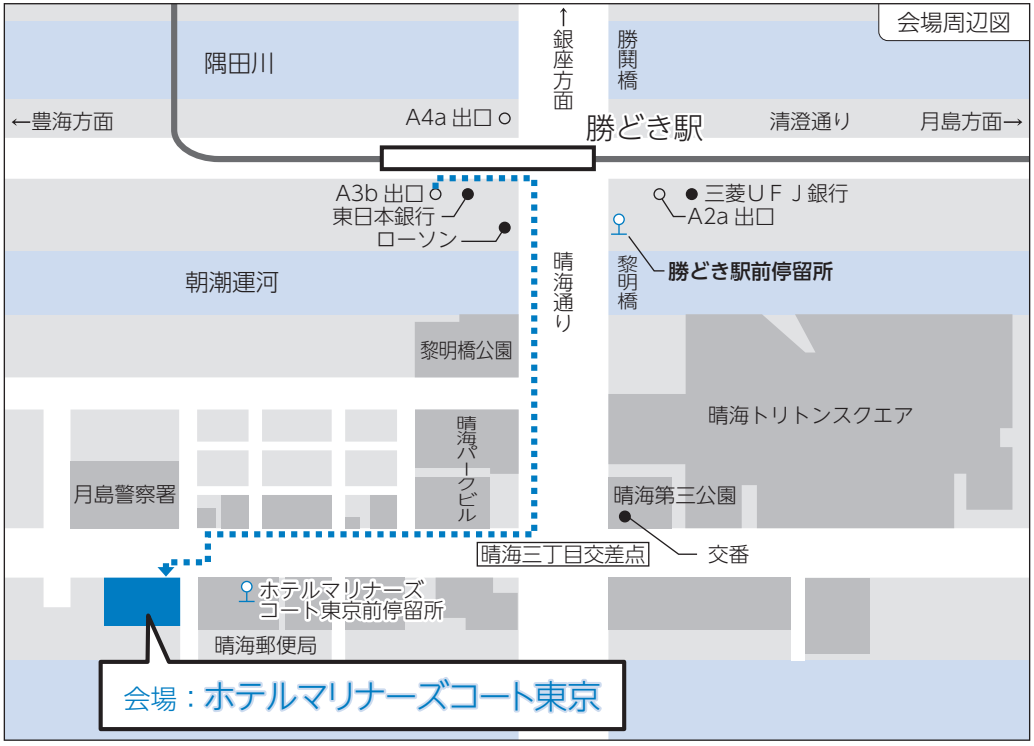
2．特別口座(*)に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、三菱ＵＦＪ信託銀行の証券代行部にお問い合わせください。なお、三菱ＵＦＪ信託銀行全国各支店でもお取次いたします。

(*)株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）に預託されていなかった株主様の株式は、当社が株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行に「特別口座」を開設して記録、管理しております。

3．未受領の配当金につきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行本支店でお支払いいたします。

定時株主総会 会場ご案内図

ホテルマリナーズコート東京　４階（桃山）
東京都中央区晴海4-7-28
電話：03－5560－2525



【勝どき駅から徒歩でお越しの場合】
勝どき駅（大江戸線）Ａ３ｂ出口より徒歩約15分（・・・・・・ 徒歩コース）

【勝どき駅から路線バスでお越しの場合】
行先:「晴海埠頭行き」／下車停留所:「ホテルマリナーズコート東京前」
「勝どき駅前」より約６分（都03、都05-1）

※都05-2系統「東京ビッグサイト」行は「ホテルマリナーズコート東京前」には停車いたしませんのでご注意願います。
※駐車場の用意はいたしておりません。お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。